

令和2年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和2年3月27日(金)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
	委 員 斎 藤 邦 彦	委 員 阿 良 田 由 紀	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	教育環境調整担当部長	教育環境調整担当部長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子ども環境応援担当課長	子どもわくわく課長	
	保育課長	子ども家庭支援センター所長	
	児童相談所開設準備担当副参事		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	11号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
2	12号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
3	13号	東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則	承認
4	14号	東京都北区立学校処務規程の一部改正	承認
5	15号	東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正	承認
6	16号	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	承認
7	17号	会計年度任用講師の任用等に関する規則	承認
8	18号	学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正	承認
9	19号	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
10	20号	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
11	21号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
12	22号	幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則	承認

13	23号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
14	24号	東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	承認
15	25号	北区立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について	承認
16	26号	東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則	承認
17	27号	東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
18	28号	東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
19	29号	東京都北区子ども家庭支援センター条例施行規則	承認
20	30号	東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正	承認
21	31号	東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について	承認
22	32号	東京都北区立幼稚園長・こども園長・副園長の人事について	承認
23	33号	「北区教育ビジョン二〇二〇」の策定について	承認
24	34号	「北区立小・中学校長寿命化計画」の策定について	承認
25	35号	「史跡中里貝塚保存活用計画」の策定について	承認
26	36号	東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件	承認
27	37号	「第四期北区子ども読書活動推進計画」の策定について	承認
28	38号	「北区子ども・子育て支援計画二〇二〇」の策定について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
29	29号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第3回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和2年3月27日（金） 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和2年第3回北区教育委員会臨時会を開会させていただきます。</p> <p>日程第1、第11号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」及び日程第2、第12号議案「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第11号議案、それから第12号議案でございます。一括してご説明をいたします。</p> <p>この2件の規則につきましては、2月6日の本委員会で報告をさせていただきました、令和2年度の組織改正に伴いまして、各課の分掌事務の変更や公印の改廃でございます。こちらが必要となったため、改正を行うものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。説明欄でございます。組織改正に伴う規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。</p> <p>次の4ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。第2条、上段でございますけれども、学校改築施設管理課、これまで係を持たない主査制で進めてまいりましたが、お示しの計画係、施設管理係、施設整備係の三つの係制に再編するというものでございます。それぞれの係がどのような業務を行うかにつきましては、上段真ん中の第13条に規定してございます。このうち計画係の第1号、区立学校の整備方針及び長寿命化計画に関すること、それから第2号、児童及び生徒の増減に伴う教室確保に関することの2点につきましては、これまで規則上に記載してございませんが、係ごとの分掌を明確にするため、新たに追加をしてございます。</p> <p>5ページ下段の中央、嘱託員に下線を引いてございますが、現状、教育指導課に嘱託員はおりませんことから、嘱託員の文言を削るものでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。浮間子ども・ティーンズセンターがでございます。こちらは浮間中学校、浮間図書館との複合施設化による移転。それから育ち愛ほっと館、下段、下のほうにございますけれども、それから上段、子ども家庭支援センター、こちらは条例の制定によりまして、お示しのような住所、子ども家庭支援センターでございまして、旧清至中跡地という場所でございます。それから、施設名の変更を行うというものでございます。</p> <p>3ページにお戻りいただきまして、この規則は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。</p>

続いて、第12号議案でございます。4ページをお願いいたします。説明欄でございます。組織改正に伴う規定整備を行うため、提出をするものでございます。

6ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。別表第1でございますけれども、子ども家庭支援センター条例の制定に伴いまして、新たに組織の印といたしまして、子ども家庭支援センター印を追加すると。それとあわせまして、廃止される育ち愛ほっと館の館長印、これを削除するものでございます。その左のほうに別表第2上段がございますけれども、それぞれの印の印影を制定、それから下のほうでは廃止をしているというものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、この規則は4月1日から施行するというものでございます。

以上、2件の議案につきまして、ご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。2件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第11号議案及び第12号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第3、第13号議案「東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則」、日程第4、第14号議案「東京都北区立学校処務規定の一部改正」、日程第5、第15号議案「東京都北区教育委員会名札着用に関する規定の一部改正」、日程第6、第16号議案「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、第17号議案「会計年度任用講師の任用等に関する規則」、日程第8、第18号議案「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正」、日程第9、第19号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、第20号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第11、第21号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第12、第22号議案「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは合計10件の議案につきまして、一括して説明をさせていただきます。しばらくの間、お時間をいただきます。

これらの規則でございますけれども、主に令和2年4月から開始をいたします会計年度任用制度の導入に伴う規定整備、これが主に中心となっております。

それでは、まず初めに第13号議案でございます。

1ページをお願いいたします。説明欄でございます。地公法それから地自法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、文言の整理を行うというものでございます。

2ページが、新旧対照表となっております。これまで臨時職員としていた記載、上段でございます、臨時的任用職員に変更してございます。フルタイムではなく、パートタイムである臨時職員につきましては、来月でございます4月以降は、臨時的任用職員ではなくて、全て会計年度任用職員となりますが、その会計年度任用職員とは別に、常勤の職員の代替であり、かつフルタイムの勤務である臨時的任用職員という身分、例示といたしましては、正規教員の育休あるいは産休等の欠員が生じた場合に任用するというものでございます。これは従前の、いわゆる臨時職員と異なり、なおかつ会計年度任用職員とも異なるというものでございます。これを規定する必要が生じたため、文言の整理を行うものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則、4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、14号議案でございます。

1ページ、説明欄をお願いいたします。先ほどの13号議案と同様に、法改正に伴う規定整備を行うため、この規則案を上程するものでございます。

2ページをお願いいたします。13号議案と同様に、臨時職員を臨時的任用職員に改めるほか、北区で雇用していない嘱託職員の文言を削除するものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして、付則でございます。この規則、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続いて、第15号議案でございます。

第15号議案、2ページをお願いいたします。説明欄でございます。地公法の改正に伴う文言整理のため、提出をするというものでございます。

4ページまでお進みをいただきます。新旧対照表でございます。第5条の第3号、それぞれ上段、下段でございますけれども、文言の整理を行ってございますが、実態の内容に変更はございません。それから別記の様式で、四角枠の図がございます。名札の様式の右上ですが、現行には、破線四角で囲ってございます、非常勤や臨時職員の表示をするという規定が現状でございます。この表示を削除いたします。それから、同備考(6)の記載も削除するというものでございます。この変更の取り扱い、区長部局の名札に関する規則と同じ対応を取るというものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この訓令でございますが、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第16号議案をお願いいたします。

2ページまでお進みください。説明欄でございます。都教委の事務処理の特例に関する条例、こちらが一部改正されたことに伴いまして、所要の改正を行う必要があるというところで提出をするものでございます。

4ページでございます。新旧対照表でございます。会計年度任用職員の導入に伴いまして、新たに期末手当が支給されることに伴う改正のほか、臨時的任用職員を会計年度任用に置き換える文言の整理を行うものでございます。

1ページにお戻りいただきます。付則でございます。会計年度任用職員制度の導入にあわせまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続いて、第17号議案をお願いいたします。会計年度任用講師の任用に関する規則の制定でございます。

4ページでございます。説明欄、会計年度任用職員であって、教育公務員特例法に定める講師に該当する者の任用に関しまして、必要な事項を定めるため提出をするものでございます。

1ページまでお戻りをいただきます。第1条の趣旨につきましては、ただいまの説明欄の説明と同様でございます。会計年度任用講師の任用等に関し、必要な事項を定めるということでございます。なお、時間講師ですが、現状、全て都費の時間講師となっております。この規則を制定することによりまして、区費の時間講師を採用することができるようになります。ただし当面、区といたしまして、会計年度任用講師、これを任用する見込みは当面ございませんが、法改正にあわせて今回、規定の整備を行うというものでございます。

1ページの第2条から、3ページの第4条まで、職ですとか任用数ですとか任用方法、あるいは任期を規定してございます。各規定とも、会計年度任用職員と同様となっております。原則、公募による選考により任用するというものでございます。

第5条のところでございます。3ページの中段でございますけれども、任用に関し必要な事項とございますけれども、職、任用数、任用手続、選考方法、公募によらない再度任用の上限回数、それから任期というものが必要な事項となっております。これは任命権者が別に定めるものとしたしまして、任用手続以外につきましては、部長に委任できるとするものでございます。

3ページの一番後ろ、付則でございます。この規則、会計年度任用職員制度の導入にあわせまして、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして18号議案でございます。

1ページをお願いいたします。説明欄、会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行うため提出をするというものでございます。こちらは、現在の一般職の非常勤職員、こちらが兼業等を行う場合には許可が必要となっておりますが、令和2年4月1日に移行する会計年度任用職員につきましては、営利企業への従事制限から除外されることとなります。これに伴いまして、本規定を改正するものでございます。なお、従事制限から除外されますが、所属長への届出は必要になるものでございます。

2ページに新旧対照表をお示ししてございます。下段でございます。第2条第1項第2号から、一般職非常勤職員に関する規定を削除する。あるいは第2項でございますけ

れども、教育公務員特例法の改正に伴いまして、所要の改正を行うというものでございます。

1 ページにお戻りいただきます。付則でございます。この訓令、こちらにつきましては、会計年度任用職員制度の導入、それから教育公務員特例法の改正とあわせまして、来月1日から施行するというものでございます。

続いて、19号議案でございます。幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

1 ページ、説明欄、幼稚園教育職員であった者が、退職後に引き続いて会計年度任用職員となった場合、幼稚園教育職員としての期末手当の支給対象外職員とする旨を定めるなどの改正を行うため提出をするというものでございます。

2 ページをお願いいたします。2 ページ上段、第2条第2項でございます。期末手当の支給対象外の職員を規定してございますが、第4条の2号として、幼稚園教育職員であった者が退職後に引き続いて会計年度任用職員となった者を追加するものでございます。この意味合いは、会計年度任用職員となった際の期末手当の算定に関しまして、正規職員の期間を算定しないというものでございますので、例えば、会計年度任用職員となった4月時点以降の期間でこの期末手当を算定するという意味でございます。

それから上段第5条第1項、期末手当の算定に関して、無給の妊産婦給与職免とございますが、こちらは欠勤日数としない取り扱いとするものでございます。これまで、規定上、欠勤日数の対象となる無給職免から除かれていなかったものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は令和2年4月1日から施行いたしますが、第5条の先ほどの妊産婦給与職免、この規定につきましては、交付の日から施行するというものでございます。

続きまして第20号議案です。幼稚園教育職員の給与に関するものでございますけれども、1 ページ説明欄、臨時的に任用された職員でございます。病気休暇を承認され勤務しないときに、給与の減額を行う旨の規定を削除するものでございます。

2 ページ、新旧対照表でございます。第11条2項、下段でございますけれども、臨時的に任用された職員、こちらの意味合いでございます。幼稚園教育職員の産休・育休の常勤職員の代替のフルタイム勤務の臨時的任用職員というものが該当いたしますけれども、病気休暇を取得した際に給与減額を行う規定、これを削除するというものでございます。

1 ページにお戻りをいただきまして、この規則でございますが、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第21号議案、今度は幼稚園教育職員の勤勉手当に関するものでございます。1 ページおめくりいただいて説明欄、昨年12月の幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正、こちらに伴いまして、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則について所要の改正を行うと、その必要から提出をするものでございます。

改正の中身を簡潔にご説明いたしますと、例として、定年前の管理職の幼稚園教育職員でございます。昨年12月に人事委員勧告を受けまして、給与条例と勤勉手当の規則の改正を行いました。勤勉手当の支給月数0.15月分引き上げでございます。昨年は6月に0.95カ月、12月に1.1カ月分を支給してございます。年間で2.05月

分が支給されていると。今回の改正につきましては、年間の勤勉手当の支給月数、これは2.05月分に変更といたしません、6月と12月にそれぞれ1.025月分を支給するよう、配分変更を行うというものでございます。

2ページに新旧対照表がございます。第4条第1項第1号でございます。定年前の職員及び管理職につきましての規定。それから第2号でございますけれども、こちらの再任用職員及び再任用管理職の支給月数の配分変更を行うというものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページ中段、付則。この規則でございますけれども、給与条例の施行時期とあわせまして、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

最後に第22号議案でございます。こちらは幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる規則の一部を改正する規則でございます。

1ページ、説明欄でございます。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等による就労制限等で欠勤した場合に、給与減額を免除するというものでございます。

2ページ、新旧対照表でございます。別表で、四角の表を掲げてございます。下の現行でございますけれども、交通の制限または遮断とございますが、これに上段に新たに、感染を防止するための協力または検疫法による停留、これを追加いたしまして改正をするものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則、交付の日から施行するというものでございます。それから特別区人事委員会規則の施行の日から適用するというものでございます。

以上、10件の議案でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。10件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。10件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案及び第22号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第13、第23号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第14、第24号議案「東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第15、第25号議案「北区立

学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」及び日程第16、第26号議案「東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、4議案を一括してご説明をさせていただきます。

まず第23号議案でございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の関係でございます。

5ページの説明欄でございます。臨時的任用職員及び会計年度任用職員の年次有給休暇、この引継ぎについて規定するため、それから幼稚園職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を規定するため、この規則案を提出するものでございます。

6ページから新旧対照表となっております。第13条の第3項、上段でございますけれども、そちらから次の7ページに第14条の2の第3項まででございますけれども、会計年度任用職員が引き続き幼稚園教育職員に任用された場合、年次有給休暇を引き継ぐということといたしまして、これに伴いまして規定を整備するものでございます。

それから第15条でございますけれども、9ページの第6項まででございます。臨時的に任用された職員が引き続き臨時的に任用された場合、あるいは任用期間が更新された場合に、年次有給休暇を引き継ぐこととし、これに伴い規定を整備するものでございます。

10ページをお願いいたします。第32条の3でございます。業務量の適切な管理等に関する規定を追加するものでございます。こちらを簡潔にご説明いたします。令和元年12月でございますけれども、公立の義務教育諸学校等における働き方改革、これを推進するために法律が施行されたということでございます。令和2年1月には、文科省におきまして、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他、教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針、こちらを告示してございます。その後、指針に基づきまして、今度は東京都教育委員会でございますけれども、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を定めました。それから北区教育委員会におきましても、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、こちらを改正してございます。これに伴う改正を行うものでございます。

第1項でございますが、10ページをご覧ください。時間外の在校等時間でございまして、ひと月で45時間、1年で360時間の範囲内とするよう、教育委員会は教育職員の業務量の適切な管理を行うということの規定するということでございます。

それから10ページ中段、第2項、通常予見することができない業務量の増加等があ

った場合に、時間外の在校等時間がひと月で100時間、1年で720時間、平均80時間。45時間を超える月数、このうちでございますけれども、6カ月の範囲内とするように教育委員会が教育職員の業務量の適切な管理を行うということを規定するものでございます。なお、小中学校の教育職員にかかわります業務量の適切な管理につきましては、次の第24号議案でございます規則の中で同様の規定整備を行うというものでございます。

5ページにお戻りをいただきます。付則でございます。5ページ中段よりやや後ろ、付則、この規則、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして第24号議案、学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございます。

3ページの説明欄、補足も加えまして説明をさせていただきますが、栄養教諭の人材育成、それから食育推進体制のさらなる強化、これを図ることを目的といたしまして、栄養教諭として設置されます主任の栄養教諭、それから主幹の教諭、栄養でございますけれども、こちらに関する規定を整備するため、それから令和2年4月1日に施行されます義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、こちらの一部改正を踏まえまして、小中学校の教育職員の健康及び福祉の確保、これを図ることによりまして、教育の水準の維持、向上に資することを目的といたしまして、教育委員会が行う教育職員の業務量の適切な管理等を規定するため、本規則案を提出するというものでございます。

4ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。第6条の2の第7項でございますけれども、校長及び副校長を助けまして、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童または生徒の栄養の指導、それから管理をつかさどる主幹教諭、栄養の主幹教諭でございます、これの設置を可能とする規定を追加するものでございます。

それから4ページ上段、第6条の3の第3項でございます。特に高度な知識または経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭、これの設置を可能とする規定を追加するというものでございます。

続いて、次の5ページ、第24条の2でございます。業務量の適切な管理等に関する規定を追加するものでございます。内容につきましては、先ほどご説明いたしました幼稚園教育職員の条例施行規則と同様となっております。

3ページにお戻りをいただきます。付則でございます。付則、中段でございます。この規則でございますけれども、こちらは都の条例、それから東京都教育委員会規則等の施行とあわせまして、来月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第25号議案、教育職員の在校等時間の上限に関する方針の制定でございます。

1ページおめくりをいただきまして、説明欄でございます。補足も加えまして説明をいたします。先ほどご説明いたしました、北区立学校の管理運営に関する規則の関係、それから幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴いまして、区立小中学校、それから幼稚園、認定こども園における教育職員のいわゆる超勤4項目でございます。超勤4項目と申しますのは、生徒の実習関連業務、それから学校行事関連業務、それから職員会議、それから災害等での緊急措置以外の業務も含めま

して勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めるため、北区教育委員会としての方針を定めるというものでございます。

方針の内容につきましては、別添の資料で定めてございます。A4ステープラーどめ2枚のものでございます。第1の趣旨で本方針の趣旨をまとめてございます。

2ページへお進みいただきまして、第2でございませけれども、本方針の対象者を規定してございます。こちらお示しのとおりでございませが、教育職員を対象とするというものでございませ。事務職員、それから学校栄養職員等につきましては、これまでどおり、いわゆる36協定を締結する中で時間労度の規制が適用されるというものでございませ。

5、6行下がりまして、第3でございませ。上限の時間について規定してございませ。第3の1でございませけれども、在校等時間の考え方を規定してございませ。超勤4項目以外の業務のための時間につきましても、在校等時間の対象とするものでございませ。2では、上限時間の原則を規定してございませ。お示しのとおり、1カ月で45時間、1年で360時間の範囲内と規定してございませ。

次のページでございませ。3ページの一番上、3でございませ。特例的な扱いとございませ。通常予見できない業務量の大幅な増加等に伴いまして、教育職員が一時的または突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合についての時間外在校等時間、それから月数の基準、こちらを規定してございませ。

それから第4、在校等時間の把握の方法でございませ。こちらはタイムレコーダーにより、客観的に日々計測するというものでございませ。校務の時間や土日祝日などの校務につきましても、本人の報告等を踏まえて、できる限り客観的な方法により日々計測すると規定してございませ。

第5、労働法制の遵守、それから教育職員の健康確保等としまして、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施するということなどを規定してございませ。

第6でございませけれども、働き方改革の取り組みでございませ。こちらは一層促進をいたしまして、教育の質の向上、これを図ると共に、保護者を含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めていくという旨を規定してございませ。

最後に付則でございませ。関係法令の施行とあわせまして、令和2年4月1日から施行するというものでございませ。

続きまして、第26号議案でございませ。第26号議案、学校運営協議会規則の一部を改正する規則でございませ。

1ページをお願いいたします。説明欄でございませ。地教行法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、文言の整理を行うというものでございませ。

2ページに、新旧対照表を掲げてございませ。下線部でお示ししてございませけれども、いずれも根拠法の条ずれに伴う改正をお示ししているものでございませ。

1ページまでお戻りいただきまして、付則でございませ。この規則、令和2年4月1日から施行するものでございませ。

以上、合計4議案につきまして、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

	す。
清正教育長	説明ありがとうございました。4件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	丁寧にご説明ありがとうございます。特に異議等はないのですけれども、これまでも繰り返し申し上げておりますように、幼稚園あるいは学校等における働き方改革については、学校現場の意識改革と努力も、もちろん必要ですけれども、あわせて引き続き北区の応援として、今回のようなウイルス対策にも対応できるようなテレワークができる。あるいは校舎長会などの会議なども、テレビ会議等で行える環境にできるのではないのかと思っております。その他、出勤簿等の管理につきましても、さらなる区のほうで一括して状況が把握できるようなことも、教員に対してもできるものもあると認識を持っております。そちらの方に対しても、早急にまた研究かつ実施の方向で考えていただけたらと思います。以上です。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	さまざまな場面でのICTの推進というところでございますので、こちらにつきましては、技術革新の動向等を十分踏まえながら、今後、考えていきたいというふうに思っております。テレワークにつきましては、現在、東京都教育委員会で、モデル事業というようなところで取り組みも始めるということでございますので、そちらの状況も注視しながら考えてまいりたいと考えてございます。
清正教育長	ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	ありがとうございます。4件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、第23号議案、第24号議案、第25号議案及び第26号議案

は、原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に日程第17、第27号議案「東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校支援課
長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課
長

それでは、私から第27号議案「東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

この規則改正は、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定などのために、個人番号による情報照会を行えるようにするために、昨年8月の本委員会の臨時会において意見徴収をさせていただいた改正条例が、この4月1日から施行されるにあたっての規定整備となります。

議案書3ページの説明欄をごらんください。東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

4ページの新旧対照表をごらんください。改正内容です。まず第2条中、条例別表第1の12の項とあるのを、条例別表第1の13の項に改めます。

次に、特定個人情報の提供という見出しをつけ、第3条としてお示しの各号を規定いたします。内容といたしましては、外国人に係る生活保護関係の事務を行うに当たり、学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助関係の情報の利用を定めるものでございます。

続いて、5ページです。第3条を第4条としまして、条例別表第3の1の項とあるのを条例別表第3の2の項に、そして第4条を第5条として、条例別表第3の2の項とあるのを条例別表第3の3の項に改めます。改正となる箇所は以上でございます。

3ページにお戻りください。付則でございます。この規則は、令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上になります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第27号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第18、第28号議案「東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

生涯学習・
学校地域連
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長

私からは、第28号議案「東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部改正」について、ご説明をいたします。

2月の教育委員会定例会におきまして、条例改正の意見聴取をお願いさせていただき、過日、第1回定例議会で議決されました、東京都北区立学校設備等使用条例の入部改正に伴い、使用料及びその他必要な規定を改めるため、この規則改正案を提出いたします。

A4判の第28号議案参考資料②に基づいてご説明をさせていただきます。資料1番の要旨をごらんください。北区立小中学校体育館への全校空調設備導入事業に伴う使用料改定、及び北区立浮間中学校の新校舎開校による学校設備におけるスポーツ利用の開始等、関係規定やその他必要な規定整備を行うものでございます。

2の改正内容でございます。改正の1点目が、体育館利用料金の改定でございます。議案の18ページをごらんください。18ページの下段でございます、現行の別表5についてごらんいただきたいと思います。こちらについて、なでしこ小学校と、隣の19ページには稲付中学校、田端中学校のこの3校のみ空調付きの使用料を規定していたものでございますが、それを17ページの別表の3でございます。17ページの別表の3、改正後の体育館、教育委員会が指定するもの、その他、こちらのほうに使用料をまとめて規定をさせていただいているところでございます。

なお、経過措置といたしまして、10ページ、11ページでございます。こちらの経過措置の4に規定する学校等につきましては、令和2年度中に空調が設置されることを予定しているため、11ページの現行の使用料で1年間使用できるよう規定してございます。

次に、改正の2点目でございます。校庭夜間解放校に浮間中学校を追加するため、1

6 ページの改正後の別表第 1 へ、浮間中学校を追記させていただいております。

続きまして、改正の 3 点目でございます。浮間中学校の学校設備について、貸切りによる使用であることを 14 ページの改正後の第 3 条の 2 の 3 項へ追記をさせていただいております。

学校設備の使用の受付につきましては、各小中学校でお願いさせていただいているところでございますが、学校で受け付けた場合は、例えば体育館の半々を別々の団体が使用することも校長判断に任されているところでございますが、そういった柔軟な対応をいただいているところですが、浮間中学校については、前項の地区体育館、夜間校庭開放やなでこ小学校同様、委託の事業者等が学校設備の受付業務を実施いたしますので、事務の複雑さを防ぐために、1 施設は 1 利用枠 1 団体が利用するといった貸切りといたします。

続いて、改正の 4 点目でございます。お示しのとおり、全体的な文言や別表の修正、整理をさせていただきました。A4 資料の 3 の今後の改正後のスポーツ利用の実施校につきましては、お示しのとおりでございます。4 の今後の予定でございますが、4 月以降の申込み分から、令和元年度中に空調が完備された学校については、新たな使用料にてご使用をいただきます。また、浮間中学校につきましては、学校設備開放について、学校や関係課と協議をして、ゴールデンウィーク明けから開始をする予定でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第 28 議案は、原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第 19、第 29 号議案「東京都北区子ども家庭支援センター条例施行規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

子ども家庭
支援センタ
一所長

教育長

清正教育長 子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センター所長 私からは、第29号議案「東京都北区子ども家庭支援センター条例規則」のご説明をいたします。

まず一番後ろのページ、2ページをお願いします。説明欄でございます。東京都北区子ども家庭支援センター条例の施行に必要な事項を規定するため、この規則案を提出するものでございます。

戻りまして、1ページでございます。第2条休館日、第3条開館時間は、従前の規則と同様のものがございます。第4条利用の手続でございます。利用しようとする者は、委員会が別に定める入館票を提出し、承認を受けなければならないと規定してございます。

4ページの付則でございます。この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないものと認め、第29議案は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第20、第30号議案「東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

子ども家庭支援センター所長 教育長

清正教育長 子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センター所長 第30号議案でございます。

2ページをお願いいたします。説明欄です。令和2年度の組織改正に伴う所要の規程の整備を行うため、この訓令案を提出するものでございます。組織改正に伴う、つまり

先ほどから出ていました、育ち愛ほっと館を廃止することによるものでございます。

4ページ、新旧対照表をお願いいたします。改正後では、第1条に子ども家庭支援センター条例に基づき事務をつかさどると簡便に表記したものでございます。

1ページに戻りまして、付則でございますが、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第30号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第21、第31号議案「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、第31号議案ですが、課長級以上の事務局職員の人事に関するものでございます。

2ページ説明欄でございます。こちらに記載のとおり、発令を行うため提出をするものでございます。1ページへお戻りをいただきます。冒頭記載のとおりでございますけれども、地教行法の第17条の規定によりまして、左記のとおり発令されるよう推薦するというものでございます。1ページお示しのとおり、部長級2名、それから課長級でございます。1ページから2ページにわたりまして、上段が新しい職、それから下のほうに現在の職というところでお示しをさせていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第31号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第22、第32号議案「東京都北区立幼稚園長・こども園副園長の人事について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 こちらは、幼稚園長・こども園副園長の人事に関するものでございます。1枚おめくりをいただきまして、説明欄でございます。発令を行うため、本案を提出するというものでございます。具体的な配置につきましては、一覧表をご参照いただきたいと思います。じゅうじょうなかはら幼稚園長に、さくらだこども園の高沢副園長を昇任させ、配置をいたします。それから、うめのき幼稚園長に、江戸川区の教育委員会から傳田統括指導主事が転入してまいります。次に、副園長の人事でございますけれども、たきさん幼稚園の本橋副園長でございます。さくらだこども園の副園長に配置をいたします。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第32号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第23、第33号議案「「北区教育ビジョン2020」の策定について」を議題に供します。

	事務局から説明をお願いします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>教育ビジョン2020、これの前段階の案につきましては、これまでさまざまなご意見をいただきながらまとめてまいりました。過日、ご説明のとおり、パブリックコメント等をいただきまして、この度、お示しのとおり、教育ビジョン2020として確定することにつきまして、お図りをするものでございます。</p> <p>別冊でステープラー留め2点ものがございますけれども、冊子をお配りしてございます。</p> <p>2月下旬の臨時会におきまして、パブリックコメント集約後の修正点数か所をご説明したところでございますけれども、それ以降、内容にかかわる修正はしてございません。なお、数カ所、文言の整理をさせていただいているところでございます。いわゆる、「てにをは」でございます。説明は割愛をさせていただきます。</p> <p>本日、ご承認をいただきました後、製本作業、最終段階に着手をいたしまして、製本いたしまして、学校をはじめとする関係機関に配布をする予定でございます。表紙、裏表紙につきましては、これからデザインを整えるため、今回間に合いませんでしたが、より見やすく親しみやすい工夫ということで、中身の余白のスペースに事業と関連をいたしましたイメージの写真、こちらを入れ込んで製本する予定でございます。</p> <p>それから新年度になりまして、5月あるいは6月、これを目途に、くおんの臨時号という形で、教育ビジョン2020につきまして広報する予定でございます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いをいたします。</p>
清正教育長	説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>今後の動向によって、また検討されることだと思うのですが、オリンピック・パラリンピックが多分、1年後に延期されるであろうと、今現段階ではなっておりますので、各学校園等で取り組んでいるオリパラ教育に対して、今後、学校がどのように受け止めていけばよいのかということについて、また考えていく必要があるかというふうに思っておりますので、また随時、情報もいただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。</p>

清正教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

 (質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。それでは、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

 (異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第33号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第24、第34号議案「北区立小・中学校長寿命化計画」の策定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、北区立小・中学校長寿命化計画についてご説明をさせていただきますが、流れにつきましては、今ほどご審議いただきました教育ビジョンと同じスケジュールでパブリックコメントを実施し、本日、成案をお示しさせていただいているところでございます。
 中身につきましては、過日、ご説明させていただいた内容と大きく変わったところはありません。パブリックコメントについても、2件のご意見があったということで、すでにご報告をさせていただいているところでございます。
 中身について、ページを追ってご説明は改めていたしません。幾つか変わった点で、具体的な今後3か年の学校名を14ページに入れさせていただいております。説明の中で触れさせていただいておりますが、リノベーションにつきましては、滝野川第四小学校、それからその次に谷端小学校。改築校につきましては、堀船中学校、1年あきまして赤羽台西小学校ということで、原案の中では学校名未定ということで載せさせていただいた部分について、実際に製本するときには校名を入れて、アナウンスさせていただきたいということで、ほかには細かい文言の調整でございます。
 なお、本編の後ろに資料編を付けさせていただいておりますので、後ほどご高覧をいただければと思います。
 ご説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第34号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第25、第35号議案「史跡中里貝塚保存活用計画」の策定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長 教育長

清正教育長 飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長 それでは、第35号議案につきまして、ご説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただき、説明欄をごらんください。本計画については、学識経験者、地域代表者及び学校関係者等から知見及び意見を聴取し、「史跡中里貝塚保存活用計画(案)」をとりまとめました。そして、これに対するパブリックコメントを実施し、議会各党派等からの意見を聴取したところですが、特に意見はなく、一部を最新の内容で修正した以外、保存活用計画に関する内容の変更はございません。つきましては、この度、これらの手続きを経て、「史跡中里貝塚保存活用計画」として確定するため、本案を提出するものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第35号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第26、第36号議案「東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件」を議題に供します。

	事務局から説明をお願いします。
飛鳥山博物館長	教育長
清正教育長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	<p>続きまして、第36号議案「東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件」についてご説明をさせていただきます。</p> <p>表紙をおめくりいただきたいと存じます。東京都北区飛鳥山博物館条例第9条では、運営協議会の設置が規定されております。協議会は、教育委員会の諮問に応じ、館の基本的な運営事項を審議し、答申するとともに、委員会に意見を述べるができることとされています。</p> <p>文末の説明欄をごらんください。この度、現委員の任期の2年が満了するため、令和2年4月1日以降の委員を選任し委嘱するため、本案を提出するものでございます。選任をお図りする委員は、記書きの3にお示しの10名となります。学識経験者の4名につきましては、皆さま10年以上、協議会委員を歴任しております。</p> <p>私からの説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・異議なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、第36号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第27、第37号議案「「第四期北区子ども読書活動推進計画」の策定について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
中央図書館長	教育長
清正教育長	中央図書館長
中央図書館	第37号議案「第四期子ども読書活動推進計画」の策定についてご説明させていただきます。

長

きます。

おめくりいただき、1ページをお願いいたします。説明欄でございます。第2回臨時会でご報告させていただきましたとおり、本計画につきましては、パブリックコメントの実施も経まして、内容を整理することができました。つきましては、第四期計画としてお認めいただき、確定するために本案を提出するものでございます。

参考資料としまして、次のページにパブコメ実施等に基づく改訂の内容についてお示しさせていただきました。こちらの説明については省略をさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第37号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第28、第38号議案「北区子ども・子育て支援計画2020」の策定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

私のほうから、第38号議案「北区子ども・子育て支援計画2020」の策定についてご報告させていただきます。

本計画の策定につきましては、この間、教育委員会等々でご説明をさせていただいたところでございます。また、お示しの部分につきましては、教育ビジョン2020等々と同様ですので、そちらについては省略をさせていただければというふうに思っております。

前回の教育委員会のパブコメの実施等々を含めまして、これらの手続を経まして、この計画を確定させるため、本件を提出させていただくものでございます。

なお、内容の修正についてはございません。冊子は、お手元に参考でお配りしております。1点、補足で説明させていただきます。今、表表紙、裏表紙の仮の白黒版をおつけしております。裏表紙に、子どもの権利条約についての周知をユニセフがつくって

いることを今回、掲載させていただきたいと考えているところでございます。

この計画につきましては、やはり子どもの最大の利益については、この権利条約が基本にあるということで、このような内容の掲載を予定しているところをあわせて、今回、補足で説明をさせていただきたいと思っております。

今後の予定については、他の計画と同様ですので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第38号議案は、原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。日程第29、報告第29号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第29号でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。名義使用を承認した旨の報告でございます。今回、9件ございます。事業名と主催者名のみ、読み上げをさせていただきます。

1件目、「第34回現代日墨展」現代日墨画協会会長でございます。

2件目、「星美学園短期大学日伊総合研究所」、お示しの基調講演でございます。主催者、同研究所の所長でございます。

2ページをお願いいたします。3件目、「JOCスポーツアカデミー事業 エリートアカデミー」でございます。公益財団法人日本オリンピック委員会会長でございます。

4件目、「MOTTAINAIキッズフリーマーケット」NPO法人キッズフリマ代表でございます。

5件目、「令和3年度全国名流吟剣詩舞道大会」公益財団法人日本吟剣詩舞振興会会長でございます。

6件目、「夏！体験ボランティア2020」北区NPO・ボランティアぷらざ理事長

でございます。

7件目、「第5回北区まちなかゼミナール」主催者、北区まちなかゼミナール実行委員会代表でございます。

8件目、「米村でんじろうサイエンスショー」同実行委員会委員長でございます。

4ページ、9件目でございます。「Minecraftでeスポーツ体験会」特定非営利活動法人アミティエスポーツクラブ理事長でございます。

以上が承認報告でございます。

事業実績報告につきましては、4ページから7ページまで、合計8件ございます。

以上、説明とさせていただきます。

清正教育長

ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第3回教育委員会臨時会を閉会いたします。